

長久手市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品、医療機器、医薬材料・消耗品価格等の物価高騰の影響を受けている医療機関等に対し、円滑な運営に支障が生じないように支援し、地域の医療体制を確保することを目的とし、予算の範囲内において長久手市医療機関等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院をいう。
- (2) 診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所をいう。
- (3) 薬局 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局をいう。
- (4) 医療機関等 病院、診療所及び薬局をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年7月10日時点において、市内に事業所を有する医療機関等であり、市長が認める別表1の医療機関等とする。
- (2) 交付申請日から第6条に規定する支援金の交付の決定の日まで、継続して事業を行っていること。
- (3) 令和5年4月1日以降、本市が実施する光熱費高騰対策の支援金等の交付を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、長久手市暴力団排除条例(平成24年長久手市条例第27号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している場合は交付対象者としなない。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表2のとおりとし、交付回数は1回限りとする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、長久手市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、令和5年8月末までに市長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、長久手市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者へ通知し、支援金を口座振込により交付する。

2 前項の審査により支援金の不交付を決定したときは、長久手市医療機関等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、支援金の交付をした場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 申請者が交付決定の取消しを求めたとき。

(支援金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

番号	医療機関名	区分
1	愛知医科大学病院	病院
2	愛知淑徳大学クリニック	診療所
3	あいち脳神経クリニック	診療所
4	朝日が丘整形外科	診療所
5	あやこ長久手皮ふ科	診療所
6	伊藤ウイメンズクリニック	診療所
7	杵ヶ池 KIDS クリニック	診療所
8	杵ヶ池メンタルクリニック	診療所
9	おおた整形外科クリニック	診療所
10	かおる耳鼻咽喉科・アレルギー科	診療所
11	きとう眼科クリニック	診療所
12	くみた子どもクリニック	診療所
13	藤が丘北 佳クリニック	診療所
14	こせんじょう通あんどろクリニック	診療所
15	佐光内科	診療所
16	杉山耳鼻咽喉科	診療所
17	スズムラ眼科医院	診療所
18	祖父江クリニック	診療所
19	たんぼぼクリニック	診療所
20	東名病院	病院
21	堂森グリーンロードクリニック	診療所
22	図書館通おかもとマタニティークリニック	診療所
23	図書館通りクリニック	診療所
24	永井内科クリニック	診療所
25	ながくて眼科	診療所
26	ながくて北川こどもクリニック	診療所
27	長久手耳鼻咽喉科	診療所

28	長久手内科胃腸科	診療所
29	ながくて西クリニック	診療所
30	長久手南クリニック	診療所
31	長久手メンタルクリニック	診療所
32	なかた形成・皮ふクリニック	診療所
33	名古屋脳神経外科クリニック	診療所
34	名古屋東クリニック	診療所
35	西堀形成外科	診療所
36	二宮整形外科	診療所
37	はなみずき皮ふクリニック	診療所
38	ヒロ整形クリニック	診療所
39	ファミリークリニック優	診療所
40	まみレディースクリニック	診療所
41	みかわクリニック	診療所
42	水野内科	診療所
43	宮地内科	診療所
44	もりの眼科	診療所
45	にしほりクリニック	診療所
46	I S Aクリニック	診療所
47	浅井小児歯科医院	診療所
48	みしな歯科	診療所
49	つづき歯科医院	診療所
50	加藤歯科	診療所
51	古戦場なかた歯科	診療所
52	杵ヶ池歯科医院	診療所
53	田村歯科医院	診療所
54	医療法人志萌会 原歯科	診療所
55	ひまわり歯科	診療所
56	近藤歯科医院	診療所

57	アオキ歯科	診療所
58	ふくい歯科医院	診療所
59	にしむら歯科	診療所
60	まつばら歯科	診療所
61	長久手ファミリー歯科	診療所
62	シン歯科	診療所
63	はなのき歯科	診療所
64	すずの木歯科医院	診療所
65	横井デンタルクリニック	診療所
66	いまはし歯科クリニック	診療所
67	CLARAS DENTAL 長久手	診療所
68	はなみずき通り歯科・矯正歯科	診療所
69	おちデンタルクリニック長久手	診療所
70	KEN FAMILY DENTAL CLINIC	診療所
71	くるみ歯科・こども歯科	診療所
72	Kuni デンタルクリニック	診療所
73	長久手さくら歯科・矯正歯科	診療所
74	長久手薬局	薬局
75	しょうなん調剤薬局 長久手店	薬局
76	杵ヶ池調剤薬局	薬局
77	スギヤマ薬局ユータウンながくて店	薬局
78	アールエス薬局	薬局
79	くるみ調剤薬局 ながくてリニモ駅前店	薬局
80	スギ薬局 長久手店	薬局
81	しょうなん調剤薬局 藤が丘店	薬局
82	いずみ薬局 長久手店	薬局
83	キョーワ薬局 長久手店	薬局
84	くるみ調剤薬局 ながくて西店	薬局
85	ポトス薬局ながくて店	薬局

86	ハロー薬局 長久手店	薬局
87	イオン薬局イオンスタイル長久手	薬局
88	ペンギン薬局	薬局
89	オーヴェスト薬局	薬局
90	エンゼル薬局 長久手店	薬局
91	いるか薬局	薬局
92	シンコー薬局 藤が丘店	薬局
93	はなみずき薬局	薬局
94	長湫薬局	薬局
95	めーふる薬局	薬局
96	スギヤマ薬局藤が丘北店	薬局
97	スギ薬局 長久手北店	薬局
98	ハロー薬局 愛知淑徳大学前店	薬局

別表 2 (第 4 条関係)

<p>支援金の 交付額</p>	<p>(1) 全ての医療機関等 1 施設当たり 200,000 円</p> <p>(2) 医療機関等のうち、病院、有床診療所 1 床あたり 40,000 円を加算する。ただし、加算額は 3,000,000 円を上限とする。</p>
---------------------	---

様式第1号（第5条関係）

長久手市医療機関等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

年 月 日

長久手市長 殿

所在地
医療機関名
代表者名 印
連絡先

長久手市医療機関等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、長久手市医療機関等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。また、支援金は、「振込先情報」の口座へ振り込んでください。

記

交付申請額	金	円
病床数※		床
振込先情報	金融機関名	銀行・信用金庫 本店・支店 農協・信用組合 出張所
	預金種目	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人（か）	

※ 病院、有床診療所は、交付申請日時点で保健所に届出してある1施設当たりの病床数を記入してください。

【添付書類】

振込先口座が確認できる通帳等の写し

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市医療機関等物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました長久手市医療機関等物価高騰対策支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長久手市長

長久手市医療機関等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました長久手市医療機関等物価高騰対策支援金については、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

不交付の理由